調査票 1

都道府県・ 政令指定都市名	25 滋賀県

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を終括的に所管する組織

-			7 TIME 17-3	~ · · · · · · · ·	9 1 322	- 4-0 1 Pd 1-	5() H > 0.1=1W
	局	部	課(室)名		商工観光労働部女性活躍推進課
I	担	当	職	員	数		9 人 (専任 9 人、兼任 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名							称	滋賀県男	女共同参	阃∙梦	(性活躍推進	本部					
設	置	年	月	日	•	根	拠	平成	元	年	6	F	1	28	日	根拠	:滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部語
長		の			役		職		副知事								

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会	議	の	名	称		男女共日	同参画	審議会					
設	置	年	月	日	平成	14	年	4	月	1 E	3		
構		成		員		14	人	(女性	8	人、男性	6	人)	

4 男女共同参画に関する計画

* ** · · · · · · · · · · · · · · · · ·												
	計画期間	平成	28	年	4	月	~	33	年	3	月	
名	称		パートナ	トーしか	「プラン2020)~滋賀	県男3	女共同	参画計画・	滋賀県女	性活	超推進計画~
改定・見直	しの予定時期	平成	33	年	3	月			日		-	未定の場合はOをつけてください。
関する法律	業生活における活躍の推進に 津(以下「女性活躍推進法」とい 進計画と一体である	0	※いずれた	か1つにC)をつけてください							
女性活動:	推進法の推進計画と別に作成		1									

女性活動推進法の推 5 男女共同参画に関する**多**例

男女共同参画に関する宋例												
有の場合		名		称				滋賀県男	男女共同]参画推	進条例	
		公	布	日		平成	13	年	12	月	27	日
		施	行	日		平成	14	年	4	月	1	日
	最	終	改	正	日	平成	16	年	10	月	25	日
		改	正内	容		「市町村」	を「市町」	に改める				
	改正が予定されている場合、改正予定時期: 平成 年 月											
無の場合	制定等について検討中(状況を具体的に)											
※ どちらかに〇を つけてください。	特に検討していない											

調査時占コードを以下より選択してください

								 测且时从	עשיו−רא	メームり匹	択してくたさ			
議	会等委員への女性の)登用			1:平	成29年4	月1日	2:平	成29年5	月1日	3:その他:	平成年月	月日	
	目標値		平成	32	年度まで	40	%	平成		年度ま	で	%		
	根	拠			滋賀県男	女共同	参画計画・	滋賀県女性	生活躍推達	進計画「パ	ートナーした	「プラン2	020」	
目標	票設定の対象である審認	議会等の範囲					法·	令・条例等(こ基づく「	附属機関」	l			
□ 1 =	『設定の対象である審議会	へ 生に れいよう 登 田 井 に	調査時	点コード	1	審議	会等数(88)うち女性	委員を含む	審議会等数(87)	
日情	(政定の対象での句音議)	長寺にありる笠用仏が		延総委	長員等数(1,298)延女性	委員等数	469)	女性比率(36.1)	
也方	自治法(第202条の3)に基づ	がく審議会等における登月	調査時期	点コード	1	審議	会等数(88)うち女性	委員を含む	審議会等数(87)	
兄				延総委	長員等数(1,298)延女性	委員等数	469)	女性比率(36.1)	
去律	又は政令により地方公共団	体に置かなければならな	調査時	点コード	1	審議	会等数(33)うち女性	委員を含む	審議会等数(32)	
審議	会等における登用状況(*))		延総委	長員等数(640)延女性	委員等数	205)	女性比率(32.0)	
	7自治法(第180条の5)に	基づく委員会等におけ	る調査時	ニュード	1	審議	会等数(9)うち女性	委員を含む	審議会等数(7)	
登用	1状況			延総委	長員等数(61)延女性	委員等数	(12)	女性比率(19.7)	
	目標値以外の)目標設定							なし					
	人材名簿·	作成の有無	有	0	(公表		•非公录	₹ O) •無		作成	予定有		
女性	人材名簿	が有る場合	掲載人数	140	人	(平成	28	年	2	月現在)			
性登用			人材育成	事業の実	施の有無	7	O	•無	ŧ					
用方	そ (の 他	委員の	公募		7	≒ 0	- 無	ŧ					
方策		,, ig	そ (の他										

注(*) 平成29年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの (参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

て性公務員の	採用•登用状況							調査時点	コードを以	下より選打	沢してくださ	۲ <u>۱</u>	
)-1管理職の名	生職状況							1:平	成29年4月	1日	その他:	平成 年月	日
		管理職総	数(※)					女	性 管	理 職	の	訳	
				女性比率	部局長相	当職		次長相当	職		課長相当	職	
		(人)	管理職数 (人)	(%)	(人)	うち女性 数(D)	女性比 率	(人)	うち女性 数(F)	女性比 率	(人)	うち女性 数(H)	女性比率
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	致(D)	4	(E)	対 ((F)	4	(G)	奴(口)	1
本庁	計	328	22	6.7	15	1	6.7	51	1	2.0	262	20	7.6
77/1	うち一般行政職	262	19	7.3	15	1	6.7	41	1	2.4	206	17	8.3
支庁·地方事	計	256	26	10.2	5	0	0.0	22	1	4.5	229	25	10.9
務所等	うち一般行政職	121	6	5.0	1	0	0.0	10	0	0.0	110	6	5.5
全体	計	584	48	8.2	20	1	5.0	73	2	2.7	491	45	9.2
土体	うち一般行政職	383	25	6.5	16	1	6.3	51	1	2.0	316	23	7.3
再掲	警 察 関 係	53	0	0.0	0	0		17	0	0.0	36	0	0.0
时间	教育委員会	26	6	23.1	0	0		4	1	25.0	22	5	22.7
		注(※) 管理職 :	総数の欄口	は自動計算	されますの	りで入力し	しないでくた	ごさい。				

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

調査時点コードを以下より選択してください

		1:平	成29年4月	1日	その他:	平成 年 月	日
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比率	係長相当職(人)	うち女性 数 (人)	女性比 率
本庁	計	520	56	10.8	730	148	20.3
本/1	うち一般行政職	365	41	11.2	425	121	28.5
支庁·地方事	計	659	108	16.4	1,129	404	35.8
務所等	うち一般行政職	332	36	10.8	392	143	36.5
全体	計	1,179	164	13.9	1859	552	29.7
土体	うち一般行政職	697	77	11.0	817	264	32.3
再掲	警 察 関 係	234	5	2.1	648	58	9.0
一种的	教育委員会	89	16	18.0	131	68	51.9

(1)-3新規昇任者数

平成28年4月1日~29年3月31日

/ V#/////	H AA						1 /3020	T-7/1 - H	20-7-0710	/· H
		課長相当職	うち女性	l	課長補佐 相当職	うち女性	女性比	係長相当職	うち女性	女性比
		(人)	数(人)	女性比率	(人)	数(人)	率	(人)	数(人)	率
本庁	計	44	5	11.4	85	9	10.6	69	11	15.9
本//	うち一般行政職	26	5	19.2	51	6	11.8	30	7	23.3
支庁·地方事	計	26	3	11.5	35	9	25.7	85	39	45.9
務所等	うち一般行政職	17	2	11.8	17	4	23.5	20	11	55.0
全体	計	70	8	11.4	120	18	15.0	154	50	32.5
主体	うち一般行政職	43	7	16.3	68	10	14.7	50	18	36.0
再掲	警 察 関 係	20	0	0.0	36	2	5.6	58	3	5.2
一种的	教育委員会	4	2	50.0	4	2	50.0	10	7	70.0

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項 考慮要素としている事項すべてに〇を記入してください。

1/-45110	· # 11	7节里	サツラ	思安务	€ ⊂ひ?	の手項	行應安:	表としてい	の予視りご	くいこしを	近入していた。		
	勤務	昇試	任験	昇 試	挌 験	部局等の	経 験 年 数	遠隔地 での長 期研修	遠隔地での	本人の希 望	その他(具体的にご記入ください)		
	成績	面接 のみ		面接のみ		推薦	C						
課長級	0		0			0	0			0	昇任試験・本人の希望は警察本部のみ該当		
補佐級	0		0		0	0	0			0	昇任試験・昇格試験・本人の希望は警察本部のみ該当		
係長級	0		0		0	0	0			O 昇任試験・昇格試験・本人の希望は警察本部のみ該当			

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数 平成28年4月1日~29年3月31日

				全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性受 験率 (%)
昇	任	試	験	1,184	75	6.3
昇	格	試	験	108	1	0.9

(2)女性公務員の採用状況 平成28年4月1日~29年3月31日

		総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
 全体		333	135	40.5
	うち 上級	223	67	30.0
うち一般行政職		118	45	38.1
	うち 上級	113	42	37.2
うち警察関係		93	16	17.2
	うち 上級	66	12	18.2

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。

名 称	滋賀県立男女	共同参画センター				愛称·通称	G-NETしが			
設置年月日	昭和	61 年	11 ,	月 1	日	施設形態	〇 単独	施設	複合施設	
	郵便番号:52	23-0891	住 所:	近江八幡市鷹飼田	Т 80−4					
所在地等	電話番号: 07	748-37-3751	FAX番号	: 0748-3	7-5770					
	ホームページ:ht	tp://www.pref.shi	ga.lg.jp/c/g-	-net/index.html						
	1. 施設管理	〇 直営(担	当部局名: 注	滋賀県商工観光党	労働部)	
管理·運営主体		指定管理	者(名称:)	
※1~2について、該当するものに〇をつけ、記入してくださ		その他()	
い。	2. 事業運営	〇 直営(担	当部局名: 注	滋賀県商工観光党	労働部)	
		指定管理	者(名称:)	
		その他()	
職員数	常勤	7 人、	非常勤	3 人	予算額	平成29	9年度	55,907		千円
4. 44.				事項を記入してくた		— 1*5	*		,	
主な事業		(報啓発(主な事項	-	, <u> </u>		メールマガシ		### B \		
		座(主な事項:	_	(塾、若年層向ける						
男女共同参画・女性に				相談室(総合相						
関するもの				図書・資料室の過	里宮、情報 認	ま・ホームペ	ージ・メールマ	ガジンによる情報	敞発信等)	
	_	情処理(主な事項	-)	
		流促進(主な事項	•		G-N	ETしがフェス	スタ等)	
	7. 企	業・NPO法人との)連携・働き	かけ(主な事項:)	
	8. 国	際交流・海外派遣	事業(主な	事項:)	
	9. 調	査研究(主な事項	į)	
	〇 10. そ	の他(主な事項:	女性のチ	ャレンジ支援事業	、センター	登録団体との	の協働講座の関	昇催等、託児室の	の運営等)	

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称						基金・基本財産額	千円
設置年月日	平成	年	月	日	出資者		

10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の	有 名称等:	加盟団体数
有無	O 無	会 員 数
地方公共団体からの助成・委託	有	
事業実施の有無	無	
	1. 定例会議(情報交換会等)の開催	
活 動 内 容	2. 機関誌の発行	
※実施しているものに	3. 広報啓発パンフレット作成	
Oをつけてください。	4. その他 ∫ 内容:	

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに〇をつけてください。

- 〇 1. 担当者連絡会議の開催
- 〇 2. 市町村職員研修会の開催
- 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
- 〇 4. 関係情報の収集提供
- 〇 5. 審議会等女性登用の働きかけ
 - 6. 補助金等の交付 名 利 : 概 要 :
 - 7. その他 / 内容:
- 12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに〇をつけてください。
 - (1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施
 - 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
 - 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
 - 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
 - 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

(2)女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
 - 2. 研修受講職員の男女比を配慮
 - 3. その他 / 内容:

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

٠.	2010(10/10/2/11)自92222000 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	,,		
	事 項	28年度予算 (千円)	29年度予算 (千円)	備考
	関係予算総額(施設整備費を除く)	139,867	144,965	
	上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.02500 %	0.02700 %	
	男女共同参画・女性のための施設整備費	54,906	0	

		た設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	0	
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	0	0
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(Oの場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	0	0
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	0	0
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定		
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	0	0
(5) その他(内容:)		

↓ 上記1~4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

			工事の競 争参加資 格審査に おける男	購入などの 競争格審力 おける参 おける参 共同の項目	価落札方 式の一般	4 その他の公 共調達におけ る男女共同参 画等の項目の 設定
	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くる みん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。) に基づく「ユースエール」認定を取得	0		0	0
	2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	4	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	0		0	0
具	5	役員に占める女性割合に関する項目				
体	_	管理職に占める女性割合に関する項目				
的項	7	役員や管理職への女性の登用促進のための 取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等) 仕事と育児・介護を両立するための取組				
目	8	仕事と育児・介護を両立するための取組 (法定以上の育児・介護休業制度等)				
	9	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	10	短時間正社員制度の導入				
	11)	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	12	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	13	その他				

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

			企業の登 録・認定・ 認証制度	企業の表 彰制度
		実施の有無	0	
	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進 法に基づく「ユースエール」認定を取得	0	
		女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
選		役員に占める女性割合に関する項目		
定		管理職に占める女性割合に関する項目	0	
等		役員や管理職への女性の登用促進のための取組	0	
_o	6	その他「登用促進等」に関する項目	0	
基	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	0	
準	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	0	
4		短時間正社員制度の導入	0	
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	0	
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12	その他		

\rightarrow	「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称:	①滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度 ②滋賀県女性活躍推進企業認証制度
\rightarrow	「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称:	

※具体的名称の後に()を付し、当該()の中に該当する選定等の基準番号を記入してください[例→●●表彰(1)、△△表彰(8、10)など]

	*1-61/0メに旧席住足足房仲削以待米仏ル

1 ある	0	\rightarrow	女性活躍推進法第23条の「協議会」に 該当する場合、その具体的名称	仕事と生活の調和・女性活躍推進会議 が
2 現在はないが、今後検討する			その他の場合、その具体的名称	

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目 的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	0	有無	名 称	滋賀の男女共同	参画	
公表周期			1	年	不定期	
	0	1. 男女共	同参画・	女性問題に関する	事務を総括的に所管する課(室)	
公表主体 ※該当するものに		2. 統計情	報に関す	る事務を総括的に	所管する課(室)	
○をつけてください。		3. 男女共	同参画・	女性のための総合	的な施設の指定管理者	
		4. その他)

18 平成29年度実施予定事業

※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

	2.29年及失施アル争未	事業内容等	参加予定者数	時 期
	広報啓発 仕事と生活の調和推進月間	仕事と生活の調和推進月間(啓発ポスターの作成等) 仕事と生活の調和についての講演会	150名	11月
١.	啓発・広報事業 情報発信(男女共同参画センター事業) 表彰	児童・生徒向け意識啓発事業(小中高用教材の作成、配布) 情報誌の発行(年2回)、メールマガジン(月1~2回)		
	講座 育休後のハッピーキャリアカフェ開催事業	育休取得後の職場復帰に不安を抱える女性を対象に、「両立」と 「キャリア開発」をセットにしたセミナーを開催		2月25日
-	働く女性のキャリアアップ支援セミナー	働く場における女性の活躍を推進するため、働く女性自身の資質向 上、意欲高揚とネットワークづくりを進めるセミナーを開催	50名	11月7、8日
-	女性のモチベーションアップ支援セミナー	働く場における女性の活躍を推進するため、継続就業、仕事への意 欲高揚、コミュニケーション能力向上を目的としたセミナーを開催	50名	10月26日
-	滋賀のパパママパートナーシップ応援プロジェクト	共働きの夫婦等を対象とした仕事と家庭の両立のための講座の開催		9月10日 9月24日 10月15日 11月11日 11月25日 12月9日
	滋賀のイクボスプロジェクト	職場のキーパーソンである上司・管理職を対象とした「イクボス」を増 やすためのセミナーを開催		8月1日 9月~
	しがの女性活躍応援事業	「あらゆる分野における女性の活躍」をテーマに、様々な分野における女性の活躍の可能性を提示し、これからの時代に求められる新しい生き方、働き方を具現化していくための応援フォーラムを開催		2月
-	女性の多様な働き方普及事業	在宅ワークの種類・必要なスキルなど、自宅で仕事を始めるためのノウハウや注意点を学ぶ入門セミナーを開催するとともに、経済団体等と連携し、主に中小企業を対象にしたテレワークや在宅ワーカーの活用などを学ぶセミナーを開催		9月20日 9月21日 9月22日 10月17日 10月31日 10月18日 11月1日 1月末~2月
-	男女共同参画センター各種事業	さんかく塾、若年層向け啓発セミナー、デートDV防止啓発セミナー、 市町担当職員向け研修、教職員さんかく講座等		随時
	男女共同参画相談員スキルアップ講座 相談事業	相談員の資質向上と相談室相互の連携や交流を図る講座		年4回
	男女共同参画相談室の運営	男女共同参画センターにおける総合相談 DVカウンセリング 法律相談		毎日 月3回 月1回
-	女性のためのビズ・チャレンジ相談	キャリアカウンセラー等による相談		月2回
	情報収集・提供 図書・資料室の運営	男女共同参画に関する図書や関連資料、DVDやビデオなどの専門 資料の収集と提供		随時
-	HPの運営等	HPを活用した講座・イベント情報、男女共同参画に関する情報の提供や月1~2回のメールマガジンの発行等		随時
6. •	苦情処理 男女共同参画推進条例に基づく苦情処理制度	男女共同参画についての県民または事業者からの苦情の申出に対 し、滋賀県男女共同参画審議会の意見を聴き処理する。		
	交流促進 多様性実感カフェ	男女共同参画社会づくりに向けて課題となっている固定的な性別役割分担意識の解消に向け、意識変容につながる新しい手法であるワールドカフェ方式を用いたワークショップを開催		
-	交流活動の支援	G-NETしがフェスタ2017の開催 びわこー周さんかく事業		12月3日 6月17日~ 7月6日
1	企業・NPO法人との連携・働きかけ 「仕事と生活の調和推進会議しが」による取組推進	仕事と生活の調和推進のため、構成団体ごとにできることから取組を 進める		
9. •	国際交流・海外派遣事業			
10. •	調査研究			
	その他 CARAT滋賀・女性・元気プロジェクト	地域経済の活性化に向け、女性の活躍推進に庁内横断的に取り組 む		
	女性の就労トータルサポート事業 市町女性活躍推進事業費補助金	び 滋賀マザーズジョブステーションの運営(近江八幡、草津駅前) 市町の女性活躍推進の取組に対し、補助金を交付		
-	女性のためのチャレンジ支援	女性のチャレンジシンポジウム、女性のチャレンジ「8の日」サロン、 女性のためのビズチャレンジ相談		随時
	しがWO・MANネット登録団体との協働事業	しがWO・MANネット講座の開催		随時

19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

※該当する時点の番号に〇をつけてください。

1.十成29-	年4月1日 【その他: 平成年月日 】	
議 会 名 滋賀県議会		
問1. 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休りますか。1~3のいずれか一つを選択してください。	木を含む)があ 1.欠席事由として明記した規定がある。	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。	1
	3. その他(欠席の例がない、不明等)	
問2. <u>問1. で、1を選択した場合</u> にお伺いします。 「欠席事由として明記した規定」とは、どのような規定です。	すか。1~3の 1.標準都道府県議会会議規則と同様。	
うちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照してください ※標準会議規則に、	2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。	1
※標準会議規則と、全く同じでなくても、条文の構造が同 「同様」を選択してください。	引してめれば 3.その他	

【参考】 標準都道府県議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならな

標準市議会会議規則 第2条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

標準町村議会会議規則 第二条

2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定はありますか。以下の事 由について1~3のいずれか一つを選択してください。

	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他
配偶者の出産	3
育児	3
家族の看護	3
家族の介護	3
疾病	1
(具体的に事由を記載してください)	上記3の理由: 事例はないが、議員から申し出があった場合には認める方向になると思われる。 本回答欄の意図とは異なりますが、参考になるかと思い、上記「配偶者の出産・育児・家族の看護・家族の介護」を3としている理由を記入しています。不要な場合は削除してください。

滋賀県議会会議規則(昭和31年議会規則第1号) 第2条

該当部分の条文(本文)を記入(または別添)してください。

(欠席の届出)

第2条 議員は、公務、疾病、出産その他の事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならな

都道府県名 25 滋賀県

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に〇をつけ、その他の場合は調査年月日も配入してください。)										
平成29年4月1日現在	0	平成29年5月1日現在		その他:平成	年 月	日現在				

女性 ○ 男性 任期:平成 26 年 7 月 20 日 ~ 平成 7 月 19 日 2 人 (女性 1 人、 男性

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

変!	更・廃	止等がある場合は、該当する審議会等の備考欄にその旨記入してください。また、新たに追加	された審議会等	<u>等がある場合には、</u>	,48以下の空日行に	-記入してく7:
		審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていない ものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
	1	都道府県防災会議(会長を含む)	57	10	17.5	
		都道府県防災会議(委員のみ)	56	10	17.9	
		1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名す る職員	15	0	0.0	
		○機関 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機 関の長	1	0	0.0	
		内 3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
		4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	10	4	40.0	
		訳 6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県 の知事が任命する者	4	0	0.0	
		7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又 は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	3	15.0	
		17 は職員のつちから当該都道府県の知事が任命する者 8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する 8号 名	4	3	75.0	
		国土利用計画地方審議会	16	7	43.8	
+		土地利用審査会 都道府県交通安全対策会議	7 27	3	42.9 11.1	
<	5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
1		環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	45	16	35.6	
:		精神医療審査会 都道府県生活衛生適正化審議会	24	4	16.7	
1	9	都道府県医療審議会	24	11	45.8	
:		准看護師試験委員会 麻薬中毒審査会				
$^{+}$		地方社会福祉審議会	27	12	44.4	
1	13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	6	30.0	
		国民健康保険審査会 都道府県農業共済保険審査会	9	5	55.6	
		都道府県森林審議会	15	6	40.0	
		都道府県建設工事紛争審査会	15	7	46.7	
+		建築審査会 都道府県建築士審査会	7	3	42.9 42.9	
1		都道府県都市計画審議会	24	5	20.8	
		開発審査会	7	3	42.9	
+		私立学校審議会 石油コンピナート等防災本部	11	6	54.5	
		公害健康被害認定審査会				
:	25	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
		都道府県児童福祉審議会				
:		地方港湾審議会 土地区画整理審議会				
İ	29	教科用図書選定審議会	15	7	46.7	
1		介護保険審査会 都道府県固定資産評価審議会	17	8 4	47.1	
\dagger		砂迫府県回足負産評価番機会 感染症の診査に関する協議会	9 12	3	44.4 25.0	
1	33	警察署協議会	96	35	36.5	
: :		土地収用事業認定審議会 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会				
Ì		国民保護協議会	54	6	11.1	
Ţ		地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
		市街地再開発審査会 都道府県職員委員会	5	1	20.0	
I	40	自然再生協議会		,		
4		審議会その他の合議制の機関(※公益認定等) 後期高齢者医療審査会	5	2	40.0	
+		留置施設視察委員会	9	5 2	55.6 50.0	
Ť	44	福 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	20	0	0.0	
1	45	指定難病審查会	17	7	41.2	
Ţ		小児慢性特定疾病審査会	10	4	40.0	
+		行政不服審査会 国民健康保険運営協議会	6 14	6	50.0 42.9	
\dagger	49	pass of the Control o	14	0	72.0	
1	50					
+	51	合 計	640	205	32.0	
_		女性委員0の審議会数	1	200	J2.U	

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1 教育委員会	5	2	40.0	
2 選挙管理委員会	4	0	0.0	
3 人事委員会	3	1	33.3	
4 監査委員	4	0	0.0	
5 公安委員会	3	1	33.3	
6 都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7 収用委員会	7	2	28.6	
8 海区漁業調整委員会	10	1	10.0	
9 内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
合 計	61	12	19.7	
女性委員0の委員会数	2			